

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）				
NO、施策名	02	互いに尊重しあえる意識の醸成	上位政策	計画を推進していくために
施策統括課（課長名）	生活文化課（島崎 律照）		関連課	総務課、生活文化課
関連する個別計画等	男女共同参画社会の形成をめざす東久留米市第2次男女平等推進プラン、東久留米市第3次男女平等推進プラン、東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画		予定計画事業	—
施策に対する基本的な考え方（第4次長期総合計画より）	<p>・平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことである。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくる。</p> <p>・男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図る。</p>			
基本事業名	第4次長期総合計画における方向性			
(02-01) 平和と基本的人権の尊重	<p>・「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、貴重な戦争体験を伝え平和を祈る事業を実施することで、市民の平和意識の醸成を図る。また、平和への意識の普及啓発を行い、次世代へ引き継いでいくための取り組みに努める。</p> <p>・被害者の声が直接届きにくい児童、高齢者、障害者に対する虐待や配偶者などからの暴力などに対しては、日常的に地域や関係機関と連携を深め、早期発見と細心かつ迅速な対応に努める。</p> <p>・個人の尊厳を傷つけるような人権問題に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、すべての人が互いに尊重し、認め合うことができるよう、人権教育、啓発活動を推進する。</p> <p>・市内で生活する外国人と、文化・習慣の違いを尊重し、互いの価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくとともに、在住外国人が安心して市民生活を送ることができるよう支援を行う。</p>			
(02-02) 男女共同参画の推進	<p>・震災の体験から男女平等参画社会の形成が重要であることが認識されているが、東久留米市では平成12年に「男女協働参画都市宣言」を行い、男女平等推進プランに基づいた男女共同参画の意識を啓発するための計画的な取り組みを進めている。今後も、一人ひとりが互いを尊重し、充実した家庭生活、職業生活、その他の社会生活を送ることができるように、市内各所での講座開催やインターネット、SNSなども活用し、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が互いに連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。</p>			

2 施策の成果指標と実績					
NO	成果指標	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
1	人権が侵害されてると感じたことがある市民の割合	%	18.9	17.1	14.1
2	平和について考えたことのある市民の割合	%	84.7	83.5	76.3
3	社会全体で見て男女は平等になっていると考える市民の割合	%	37.6	26.5	29
4					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	9	9	12
トータルコスト	千円	41,072	39,113	55,869
事業費（内書き）	千円	21,089	20,071	27,352
人件費（内書き）	千円	19,983	19,042	28,517

施策評価表（28年度実績評価と30年度方針）

4 基本事業について		
	現状と課題	30年度に向けた方向性
01	<ul style="list-style-type: none"> ・終戦から長い年月が経過し、直接戦争を体験し記憶している世代が極めて少なくなっている。いかにして、戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の大切さを次世代へ継承していくかが求められている。 ・人権については、全ての人に保障された権利であるが、本市の最新の施策成果アンケートでは、14.1%の方が、人権を侵害されていると感じたことがあると回答している。児童、高齢者、障害者への虐待や配偶者への暴力の他、ヘイトスピーチ、震災における人権侵害、LG/BT等の新たな分野への対応も必要となっている。人権週間市民のつどい、人権相談に加え、人権啓発施策の検討も考える必要がある。また、職員に対する人権研修も行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争に関する資料展示や「平和の千羽鶴」の事業を通じて、貴重な戦争体験を伝え、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に引き継ぎ、市民の平和意識の醸成を図る。 ・人権啓発について、広く市民の方に理解いただくため、これまでのパンフレットの配置のみならず、広報紙、市ホームページを通じて人権啓発を行う。
02	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画については、男女平等推進センター、地域センター、市民プラザ等での事業開催、市ホームページ、SNS等により情報発信を進めてきた。また、女性の悩みごと相談・法律相談の展開も図り多くの方に利用されている。 ・平成27年度から3か年は、「多摩・島しょ広域連携活動助成金」を活用して、清瀬、西東京市と共に連携を図り男女共同参画事業を行っている。 ・男女平等推進センターが庁舎内に移転したことに伴い、新たな場での男女平等推進センター機能の確立と地域ワークコーナーや子ども家庭部との連携による女性の活躍推進にかかわる窓口の集約化に向けて整備を進めている。庁内組織の連携により市民の皆様が相談しやすい体制づくりを構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として利用していただく取り組みを進める。 ・男女平等推進センターの庁内移転に伴い連携を強化する。

5 30年度に向けた施策方針
<ul style="list-style-type: none"> ・平和と人権に関する施策は、市民の方に多くの媒体や場所を通じて意識の醸成を図れるよう、情報提供に積極的に取り組んでいく。 ・男女共同参画については、男女共同参画社会の形成の促進についての基本的な計画である第3次男女平等推進プランに基づいた取り組みを着実に推進していく。

6 30年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------